明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍新潟県燕市大曲二四〇八番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川上　靖

右被相続人は平成二十二年二月二十日死亡し、その相続人は平成二十二年九月十五日新潟家庭裁判所三条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

新潟県燕市横田一三六〇四番地つばくろの里　限定承認者成年被後見人　川上　則夫

新潟県見附市今町五丁目八番二八号　成年被後見人川上則夫成年後見人　飯濵　弘子

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設するＶｉｇｉｅｎｃｅ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ株式会社（住所東京都品川区西五反田七丁目八番一一号）に対して当社のテレオフィス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、この会社分割と同時に、当社は、資本金の額を金三百八十万千六百三十七円減少することにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年八月二十四日

掲載頁　九十頁（号外第一七七号）

平成二十二年九月二十七日

東京都品川区西五反田六丁目一七番四号　Ｖｉｇｉｅｎｃｅ株式会社　代表取締役　スティアリ・マーカス

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年九月二十七日

東京都港区南青山三丁目八番三七号　株式会社シティインデックスホールディングス　代表取締役　赤根　豊

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十月二十八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします

平成二十二年九月二十七日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一八番一〇号丸の内アネクス七階　株式会社ナビック　代表取締役　牧野　茂

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を三億六千万円減少し十三億五千万円として、発行済優先出資総口数三万四千二百口を一口に対して金五万円をもって二万七千口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は七千二百口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、三億六千万円です。効力発生日は平成二十二年十月二十九日であり、臨時社員総会の決議は平成二十二年九月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月二十八日

掲載頁　一一六頁（号外第九十二号）

平成二十二年九月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内　特定目的会社水戸泉町インベストメント　取締役　荒川　真司

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき、優先資本金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年十月二十九日付官報の号外第二三〇号一二〇頁に掲載されています。

平成二十二年九月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号　Ｆ４０１７特定目的会社　取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十六日付官報の号外第一七一号八十九頁に掲載されています。

平成二十二年九月二十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階　ＡＳ富谷特定目的会社　取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ　取締役　新垣　善隆

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十六日付官報の号外第一七一号八十五頁に掲載されています。

平成二十二年九月二十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階　ＳＳＴウエスト特定目的会社　取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ　取締役　カマル・パワ

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年十月三十日付官報の号外第二三一号一五三頁に掲載されています。

平成二十二年九月二十七日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号　プルデンシャルタワー五階　皿倉山特定目的会社　取締役　小川　聡

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を三億六千万円減少し十三億五千万円として、発行済優先出資総口数三万四千二百口を一口に対して金五万円をもって二万七千口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十月二十九日までに当社にご提出ください。

平成二十二年九月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内　特定目的会社水戸泉町インベストメント　取締役　荒川　真司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一万六千口を一千口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年九月二十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階　ＡＳ富谷特定目的会社　取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ　取締役　新垣　善隆

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十五万三千口を六万五千口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年九月二十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階　ＳＳＴウエスト特定目的会社　取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ　取締役　カマル・パワ

◉号外　九月二十七日第二〇二号
●同日付（第一七五回）参
一二八ページ●同日付政府調達第一八一号二四ページ
会索引四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三六円（本体一二〇円）　（配送料別）